

# 「手形組年限浮掛地」の法的性質に関する一考察 —琉球・沖縄における旧慣土地制度の一側面—

青嶋 敏

地域社会システム講座

## “Tegata-gumi Nengen Ukigakechi” and Its Legal Nature

Satoshi AOSHIMA

Department of Regional and Social Systems, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

### 1. はじめに

沖縄県における土地整理事業については、明治31年7月15日公布の勅令第144号「臨時沖縄県土地整理事務局官制」<sup>(1)</sup>によってその実施組織である臨時沖縄県土地整理事務局が大蔵大臣の管理下に設けられることになり、同月30日大蔵省告示第57号<sup>(2)</sup>により同事務局が沖縄県庁内に設置され、さらに明治32年3月11日公布の法律第59号「沖縄県土地整理法」<sup>(3)</sup>によって土地所有者の確定（以下「土地処分」という。）の基準を中心とした土地整理事業の基本的枠組みが決定された（同法は同年4月1日に施行された）。

この土地整理事業の目的は、臨時沖縄県土地整理事務局事務官であった川上常郎によれば、「土地の所有権を定むることと地租改正との二つ……つまり沖縄の旧慣に依る土地制度及租税制度を改正して我が帝国同一制度の下に統一する」<sup>(4)</sup>ことであったが、それに止まらず「尚ほ進んで県治の革新を図り一般他府県同様の程度にまで之を進めんと目的を有するものであ」<sup>(5)</sup>った。そうして、土地整理事業の実際の作業は、明治32年から着手された土地処分に引き続いて、一等図根点測量、二等図根点測量、碎部測量、製図、地押調査、反別地価地租算定、土地台帳調製という過程を経て行われ、明治36年に完了した。

ところで、沖縄県における土地整理事業の実施過程における争点のひとつは、浮掛地の土地処分、すなわち浮掛地の所有者の確定についての問題であった<sup>(6)</sup>。ここで「浮掛地」とは、通常は、琉球王国以来の旧慣土地制度の下で、貢租負担の単位であった村（または村内における地割の配当組織であった与）が百姓地その他の村持地を耕耘しきれない場合に、主に首里・那覇の士族出身の移住者（居住人）に貸与して「浮掛米」、「叶米」等と称される小作料を徴収した土地であったと理解されている。しかし、実際には、浮掛地は村が村持地を耕耘し切れない場合でなくても設定されることがあり、また村持地の地割配当を受けた村人

（地人）が地割地を相対で浮掛地に設定したり、私有地である仕明地の所有者が浮掛地を設定したりすることもあり、さらにこれらの浮掛地の存続期間や終了原因の約定にも様々な場合があった。このように浮掛地（場合によっては「叶掛地」とも表記された。）には様々な種類のものが存在していた<sup>(7)</sup>。なかでも、本稿で取り上げる「手形組年限浮掛地」、「手形組ノ浮掛地」または「手形組浮掛」（以下一括して「手形組年限浮掛地」という。）は、沖縄本島中部の中頭郡越來間切の4か村のみに見られた特殊な種類の浮掛地であった。

筆者は、これまでに、この「手形組年限浮掛地」について記述する文献資料として、後掲の4件を確認している。これらの文献資料の中には、個別的にはすでに県史・市史や資料集等の刊行物に採録されているものもある。しかし、これらの文献資料における「手形組年限浮掛地」についての記述内容は断片的であり、そのためもあってか、これらの文献資料に基づいた「手形組年限浮掛地」のまとまった分析検討はいまだなされていないように思われる。そこで、本稿では、「手形組年限浮掛地」に関する既存の文献資料を手がかりにして、「手形組年限浮掛地」の法的性質について若干の考察を試みることにしたい。

### 2. 旧慣土地制度の概要と浮掛地に関する土地処分の基準

本論に入る前に、本稿における考察の前提となる琉球・沖縄における旧慣土地制度の概要と浮掛地に関する土地処分の基準について、簡単に触れておこう。

#### (1) 旧慣土地制度の概要

明治5年に琉球王国が廃止されて琉球藩が設置され、さらに明治12年に琉球藩が廃止されて沖縄県が設置された後も、琉球王国時代の土地制度（以下「旧慣土地制度」という。）がそのまま引き継がれた。この旧慣土地制度は、琉球・沖縄に特有の複雑かつ多様な

地種で構成されていた。この旧慣土地制度下の地種とその性質を、沖縄県内務部が明治26年に編纂した『沖縄旧慣地制』<sup>8)</sup>の記述に依拠して表に整理すると、【表1】のとおりである。

ここには54の地種が列挙されている。沖縄本島の農耕地について言えば、一方で、百姓地、地頭地、オエカ地、ノロクモイ地は、村の保有地（村持地）、すなわち、琉球王府が村に租税負担義務を課したうえで村の百姓に耕作を認めた官有地（いわゆる「御授の地方」）であり（ちなみに、地頭地、オエカ地、ノロクモイ地は、明治13年までは地頭や村役人の作得地であった。）、他方で、請地、仕明請地、仕明知行地は、売買や質入が自由な私有地としての性質をもつ土地であった。

## (2) 浮掛地に関する土地処分の基準

沖縄県土地整理法は、附則を含めて全文27か条からなり、①目的規定（第1条）と施行期日等を定めた手続的規定（第25条、第27条）、②土地処分に関する規定（第2条～第18条）、③土地処分後の民有地の地価査定に関する規定（第20条）、④土地処分に係る不服申立等に関する規定（第19条、第21条、第22条）、⑤地租の改正（地租条例・国税徴収法の施行期日、地租の納期、土地に関する旧慣国税の廃止）に関する規定（第23条、第24条、第26条）の五つの部分で構成されていた。

そうして、同法は、その中心的部分である②の土地処分に関する規定の部分において、旧慣土地制度下における百姓地、地頭地等30余の地種について、17類型の土地所有権付与基準を定めるとともに、土地所有権付与に伴う様々な利害調整のための規定を定めた<sup>9)</sup>。これによれば、①地割の慣行がある百姓地、地頭地等については、地割配当権利者の所有とすること（その際、最後の地割替をすることができること。）、②村が他村より浮掛または叶掛を受けた農地を地割配当した場合であって、後述のように沖縄県土地整理法第6条第1項但書によって浮掛または叶掛を受けた村が所有者となる場合にも、同様に取り扱うこと、③仕明地、仕明知行地等については、手形・差出等私有の証拠を有する者の所有とすること、④廬山は官有とすること等が定められていた。

このような土地所有権付与基準のひとつとして、沖縄県土地整理法第6条は、浮掛地に関する基準を定めていた。この第6条は次のような規範的構造をなしていた。①—aまず原則として、「村ノ百姓地、地頭地、『オエカ』地、『ノロクモイ』地、『キナワ』畑ニシテ村又ハ与ヨリ浮掛又ハ叶掛ヲ為シタルモノハ其ノ浮掛又ハ叶掛ヲ為シタル村又ハ与ニ於ケル地割ノ配当ヲ受クヘキ者ノ共有トス」る（第1項本文）。①—bそのうえで、「前項ニ依リ共有トナルヘキ土地ニ付此ノ法

律施行前ニ成立セル浮掛又ハ叶掛ノ關係ハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍存続ス」る（第2項）。①—cそうして、「第一項ニ於ケル共有者ノ持分ハ第二条ニ於ケル地割ノ率ニ依ル」（第3項）。ただし、②—a例外的に、第6条第1項本文にいう「村ノ百姓地、地頭地、『オエカ』地、『ノロクモイ』地、『キナワ』畑ニシテ村又ハ与ヨリ浮掛又ハ叶掛ヲ為シタルモノ」のうち、「叶米若ハ之ニ代ハルヘキ報償不納ノ場合ノ外取戻スコトヲ得サル浮掛又ハ叶掛ノ土地ハ村又ハ与ヨリ浮掛又ハ叶掛ヲ受ケテ占有ヲ得タル者又ハ其ノ権利ヲ承継シタル者ノ所有トス」る（第1項但書）。②—bそのうえで、「第一項但書ニ依リ所有ヲ得タル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ浮掛又ハ叶掛ヲ為シタル村又ハ与ニ対シ報償ヲ為シ且第二十三条ニ依リ地租ヲ徴収セラルル迄従前ノ叶米又ハ之ニ代ハルヘキ報償ヲ浮掛又ハ叶掛ヲ為シタル村又ハ与ニ交付スルコトヲ要ス」る（第4項）。

すなわち、沖縄県土地整理法第6条は、村または与の浮掛地の土地所有権付与基準として、一方で「叶米若ハ之ニ代ハルヘキ報償不納ノ場合ノ外取戻スコトヲ得サル」浮掛地以外の浮掛地については村または与の地割配当権利者の共有とすることを原則とし、この場合には従前の浮掛または叶掛による耕作権が存続することとしつつ、他方で「叶米若ハ之ニ代ハルヘキ報償不納ノ場合ノ外取戻スコトヲ得サル浮掛又ハ叶掛ノ土地」については例外的に浮掛地の占有者またはその承継人（以下「浮掛地占有者」という。）へ土地所有権を付与する旨を定め、そのうえで、浮掛地占有者側への土地所有権付与の見返りとして、浮掛地の土地所有権を取得することになる浮掛地占有者に村または与に対する報償交付義務を課したのである。この第6条の例外的な場合について、臨時沖縄県土地整理事務局が明治32年4月に発行した『沖縄県土地整理法説明』は、「永々掛け通し（叶米、叶金等不納せざる限りは何時迄も取戻すことを得ざるもの）の浮掛又は叶掛の地所は掛り居る者又は其権利を承継きたる者の所有となるなり。然れども其所有を得たる者は掛けたる村又は与に対し別に勅令にて定むる所の報償を払はざるへからず」<sup>10)</sup>と解説し、浮掛地占有者に所有権が付与される浮掛地の類型を、端的に「永々掛け通し」の浮掛地または叶掛地と表現している。

なお、上述の報償額については、その後、明治32年6月22日公布の勅令第304号「沖縄県土地整理法中報償ニ関スル件」<sup>11)</sup>によって、「浮掛又ハ叶掛ヲ為シタル村又ハ与ニ交付シタル叶米又ハ之ニ代ハルヘキ報償ノ三箇年分トス但シ叶米其ノ他金銭ニアラサル報償ハ関係者ノ協議ニ依リ之ヲ金銭ニ換算シテ交付スルコトヲ得」（同勅令第1条）と定められた。

## 3. 「手形組年限浮掛地」に関する文献資料

### (1) 「手形組年限浮掛地」に関する文献資料の記述

表1 沖縄県内務部第一課編『沖縄旧慣地制』による土地の名称と性質

土地の名称	土地の性質
百姓地	是ハ所謂公田法ニシテ古来税地ト定メ住民ヲシテ小作セシメタル地ナリ
浮掛地	是ハ純粋ナル百姓地ニシテ一村落ノ幾部分ヲ或場合 村民減少ノ為メ総地ヲ耕作シ能ハサルカ若クハ拳村疲弊ノ故ヲ以テ一時又ハ数年村外人ヲシテ小作セシムルノ類ニ於テ予メ年期ヲ定メ又ハ無年期ニテ他人ニ小作セシメシ地ナリ
旧地頭自作地	是ハ旧地頭地ノ役地ニシテ其自作ト云ヒ拾掛ト云ヒ質入ト云ヒ村持ト云フモ等シク地頭地ニシテ只タ其字名ノ如ク耕作ノ自由ヲ黙許セシモノ、如シ而シテ右地頭地ナルモノハ明治十三年禄制々定以降該役地ノ關係ヲ離レ明治十七年ヨリ其耕作人之ヲ作地セリ
旧地頭拾掛地	
旧地頭質入地	
旧地頭村持地	
オエカ地	是ハ郷村ノ吏員及神官等ノ役地ニシテ置県以後該官吏神官等ハ別ニ定ムル処ノ役俸ヲ以テ支給セラルト同時ニ該役地ノ關係ヲ離レ其耕作人ノ作地トナリシコト旧地頭ノ如シ
請地	此ノ請地ハ百姓地ヲ払受ケタルモノニシテ仕明請地ハ平民自ラ開墾埋立等ヲ為シタル地ナリ
仕明請地	亦タ仕明知行地ハ仕明請地ニ異ナル処ナシト雖モ士族ノ事業ニ係ルモノハ渾テ此名ヲ以テ称ス右ハ往古ヨリ一個ノ私有ト公認セラレタルモノニシテ尚今日ニ於ケルモ受授売買勝手ナリ
仕明知行地	
百姓地山野	是ハ百姓地ニ附属シタル荒原地ニシテ茅又ハ稜等ノ仕立場ナリ
請地山野	是ハ前項請地仕明地ノ附属地ナリ
仕明地山野	
屋敷地	那覇首里ニ於テハ往古ヨリ人民ノ私有ト公認セラレ売買譲与等既ニ自由ニ仕来レリ然レトモ其ノ地方ニ於テハ売買譲与等ヲ禁セリ
杣山	是ハ純然タル山林ニシテ其栽培ノ方法及ヒ伐採ノ手續等ハ極メテ嚴重ナル成文ノアルアリテ規模頗ル備ハレルモノ、如シ而シテ其事体〔ママ〕ノ關係ヲ挙クレハ官民共治ノ実績〔ママ〕アル地ナリ
間切山野	是ハ前項百姓地山野ニ同シ唯タ其一間切又ハ一村若クハ数村或ハ一個人ニ於テ直接ニ管理スルノ差違アリ
村山野	
山野	
御風水山	御風水山ハ地質山相ヲ保護スルノ場所ニシテ嶽ハ則チ人々ノ祈願所ナリ故ニ前二ツノ所ニ於テハ樹木伐採ハ云フモ更ナリ些々タル土石ノ採掘ト雖モ固ク嚴禁セシ地ナリ
御嶽山	
仕立山	是ハ単ニ杣山ニ附属シタル即チ樹木ノ仕立敷地ナリ
御物山	是ハ杣山ニ類似セシ処アリト雖モ其実際ニ至テハ専ラ其間切又ハ村ノ需用ニ供給セシ地ナリ
唐竹山	是ハ藩制ニ於テ重モナル必要上ヨリ杣山ノ如ク嚴重ナル取締ヲナシ間切又ハ村共有ノ事蹟アル地ナリ
間切保護山	此兩保護山ハ間切ヲ圍繞シ又ハ一村ニ偏突シタル雜山ヲ指称シタルモノニシテ間切又ハ村共有ノ事蹟アル地ナリ
村保護山	
田島	是ハ前項百姓地ニ異ナルコトナシト雖モ宮古八重山ハ中古ヨリ人頭税ノ變例ヲ施行シタルヨリ自然土地ハ間接ノ税地トナリ其開墾耕耘モ亦放任ノ制トナレリ然レトモ其性質ニ至テハ即チ一般百姓地ト同視セサルヲ得サルナリ而シテ上納田ノ如キハ民ノ任意ニ出タルモノニシテ官ノ認メサル処ニ属スルモノナレハ是亦外ニ項ト其性質ヲ同フセシ地ナリ
自田島	
上納田	
牧場	是ハ牛馬ノ牧畜場ニシテ宮古八重山島ニ於テ全島又ハ村共有ノ事蹟アル地ナリ
浮得地	是ハ從來那覇ニアリテ其性質百姓地ニ異ナルコトナシト雖モ其土地ヨリ生スル利得ハ悉皆公共費ニ充テリ
塩田	是ハ從來私有ノ性質ナルモ當生上必需品ノ故ヲ以テ売買ノ自由ヲ得サリシ地ナリ
小堀	是ハ山林田間ニ存スル用水場ナリ
試地	是ハ諸作物ノ試植地ニシテ村共有ノ事蹟アル地ナリ
竿迦地	是ハ檢者下知役限り許可セシ地ナリ
仲里山	是ハ前項ノ仕立山ニ異ナルコトナシ
社寺地	
拜所	是ハ在現〔ママ〕官地ナリ
堂社	
各村馬場	是ハ各村人民ノ共用スル馬場ナリ
各城址	是ハ其間切共有ノ事蹟アル地ナリ
墓地	是ハ各所ニ散在シ何レモ私有地ナリ其他島尻地方真和志間切楚辺原外二ヶ所ニ新設共同墓地アリ
白仁石所	
波上兼久	是ハ土地ノ字ニシテ村共有ノ事蹟アル地ナリ
灰焼所	
通堂	是ハ道路ニシテ純然タル官地ナリ
通屋	
中三重城	是ハ海岸ノ字地ニシテ港灣上ニ關係ヲ有スル場所ナリ
三重城	
学校敷地	是ハ那覇首里ニ限りアリシモノニシテ村ノ共有地ナリ
番所敷地	
旧檢者下知役敷地	是ハ間切又ハ村共有地ナリ
村屋敷地	

そこで次に、「手形組年限浮掛地」について言及している文献資料の記述を、その文献資料が作成ないし公表された年代順に掲載してみよう。

【資料1】浮地公平「手形組年限浮掛地に就て」(全文)

「地租改正の第一着として已に土地整理事務局を設置せられたり。依て地租改正規則に関する法律案も該局にて制定せらるゝと聞き県下に稀なる手形組年限浮掛地に就て些少の思慮を述べ以当局員の参考に備へんと欲す。昔旧藩時代越来間切或四ヶ村に於いては土地多きが為め耕耘に力なく原野荒地となし地租を納附する能はず遂に若干の土地を旧藩庁へ返上せり。藩庁は右土地を手形組年限浮掛地に差出し県下に令して仕手人持を集め地面に応じて多少の金円を出ださしめ之を五十年間耕耘せしむ。就ては年限に至り旧所持村へ返却すべき次第なりき。然れども廢藩置県より地なり〔ママ〕旧来の政治を一変して土農同等の義務に服し士族も等しく農耕すること〔ママ〕なりては今更ら本地を返却せば他になす可事業なきなり。殊に旧来の地租に諸公費を加へて負担したれば倒〔ママ〕令ひ年限に至りても之を村共有となす道理なし。故に地租改正の際には地券専有者は耕作人と定めて然る可し。若し然らざれば是迄本地に家を構へ耕耘し漸く話〔ママ〕計営める無数の寄留人は鋤を投捨つる憐むべき境界に落入の惨状となり折角の地租改正も却て人民に苦痛を与ふる結果を生ずる故当局員審案熟察の上努めて公平に改正断行あらんことを切望す。」<sup>(12)</sup>〔句点は引用者による。旧漢字は新漢字で、変体仮名は平仮名で表記した。〕

【資料2】「沖縄県土地処分 明治三十一年十月識名園ニ於テ協議決定」(「(-) 百姓地 (7) 浮掛」の項)

「(-) 百姓地

(1)~(6) 〔省略〕

(7) 浮掛

(イ)~(ロ) 〔省略〕

(ハ) 五十年浮掛 之ハ越来間切御手入処分ノ結果掛人ヲ募集シ五十年間掛通シタルモノナリ(越来・上地・大工廻・安慶田四ヶ村) 右村ノ所有トシ浮掛ノ関係ハ続行セシム然レトモ

(A) 残年期ノ掛通り権利義務ニ対シテハ相当ノ代価ヲ以テ掛タル村ニ受戻スカ又ハ掛リタルモノニ其土地ヲ売却スルカ

(B) 五十年浮掛地ヲ地割地ニ編入シアル村ハ此際前項ニ依リ買受ケルカ又小作関係ヲ持続スルモノトシテ此際讓〔ママ〕土地ハ地割以外ニ浮ケ直スカ等ハ関係村又ハ当事者ノ協議ニ依リ処分ス」<sup>(13)</sup>

【資料3】「沖縄県土地整理法中改正ヲ要スヘキモノ有之二付其実施延期ニ関スル請願」(「第十六条」の項)

「土地整理法第十五条ノ次ニ左ノ一条ヲ加ヘラル、ヲ正当ナリトシ以下順次繰下ケトス

第十六条 手形組ノ浮掛地ハ其ノ占有者又ハ其ノ権利ヲ承継シタル者ノ所有トス

理 由

明治初年ノ際中頸〔ママ〕郡越来間切越来村外三ヶ村大ニ衰頹シ其村民等漸次脱籍逃亡シタルヲ以テ耕地ハ概ネ荒蕪ニ属シ既定ノ貢租ヲ納付スル能ハサルノ苦境ニ陥イリタリ。故ニ旧藩庁ハ大ニ之カ救済策ヲ講シ即チ明治八年ニ至リテ鄰村鄰間切其他各地ニ於ケル居住人数十戸ヲ招集シ該四ヶ村ニ移居セシメ以テ其荒蕪ニ委棄シタル幾多ノ地所ニ相当ノ浮掛ケヲ定メ五十年間浮掛米ヲ増減セサルノ約束ヲ以テ之ヲ授与シ手形組ノ名称ヲ以テ漸ク該四ヶ村ノ再興ヲ計リ今日ニ及ヘリ。然ルニ現行ノ整理法ニ拠ルトキハ之カ処分ノ明文ナキカ故ニ其第六條第一項ニ依リ五十年間ヲ経過シタル上ハ之ヲ其村ノ共有ニ復スルモノト解釈セサルヘカラスト雖モ本手形組浮掛ノ如キハ全ク旧藩庁ノ救済策ニ依リテ滅亡スヘキ村落ヲ再興シタル特別ノモノナルニ付此際其手形組浮掛ヲ占有シ又ハ其権利ヲ承継シタル者ノ所有ニ歸セシムルコト至公ノ整理ト言ハサルヘカラス。故ニ本条ヲ加ヘラル、ヲ以テ正当ト信シタル所以ナリ。」<sup>(14)</sup>〔句点は引用者による。旧漢字は新漢字で、変体仮名は平仮名で表記した。〕

【資料4】寒山子「旅中雜俎」(第4項目、越来間切の浮掛地に関する紛争記事の項)

「越来間切太工迫〔ママ〕村外三ヶ村と居住人の間に浮掛地に関する争ひあり。整理局員も居中調停に尽力し整理法の表にてハ倍〔ママ〕償金は三ヶ年の叶米の代金にて足るもこの浮掛地ハ少し欠点あり四ヶ年分にて如何と村の方に申込みたるも村方にてハ聞き入れる模様なく或は訴訟の沙汰に及ばずやと掛〔ママ〕念するものあり。この四ヶ村と居住人との間には数年以前にも公費負担の件に関し曲直を法廷に訴ふることとなりその時にハ居住人の敗訴となり爾来公費ハ同様に負担しつつあり。然るに係争の当時居住人の方にてハこの浮掛地ハ五十年期の浮掛なれば小作人と異なることなし小作人か土地に対し公費を負担するの理由なしと主張したる由なるか今日に至りてはこの五十年期云々の主張が却つて不利となり村方の主張を強めたる次第なりと或人は語れり。本県にては義務は無理にも免れんとし権利となればとうでも口を出すの癖あり。以上の事実にして果して信〔ママ〕なればこの居住人等は得手勝手の心得より□〔判読不能〕に虻蜂取らずの境界に陥りたるの自業自得と云ふべし。」<sup>(15)</sup>〔句点は引用者による。旧漢字は新漢字で、変体仮名は平仮名で表

記した。〕

## (2) 「手形組年限浮掛地」に関する文献資料の性格

次に、「手形組年限浮掛地」に関する各文献資料の性格について簡単に確認をしておこう。

【資料1】は、明治31年10月1日付の『琉球新報』882号への投書である。この投書が掲載された時期は、明治31年7月15日公布の勅令「臨時沖縄県土地整理事務局官制」によって「大蔵大臣ノ管理ニ属シ沖縄県土地整理ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル」（同勅令第1条）機関である臨時沖縄県土地整理事務局が設置された後であり、かつ沖縄県土地整理法が明治32年3月11日に公布される以前である。その文面からはもちろんのこと、「浮地公平」という筆名からも、浮掛人の利益を代弁し擁護する意図で書かれたものであることは明らかである。そうして、この【資料1】の主張は、【資料3】の浮掛地報償廃止運動の主張につらなる内容をもっている。

【資料2】は、沖縄県土地整理法公布前の明治31年10月に、臨時沖縄県土地整理事務局の事務官俵孫一、同局書記黒川作助、同小野朔二郎、同仲吉朝助、同小石原充、同大塚市五郎、同後藤千代吉の6名が旧慣土地制度下の様々な地種について土地処分の方針案を協議した記録の中から、「手形組年限浮掛地」の処分方針案に関する部分を抜き書きしたものである。この【資料2】は、【資料1】と同時期に作成された文献資料であるが、内容上は土地整理事業の担当者の視点で書かれている点で大きく異なる。

【資料3】は、浮掛地報償廃止運動の一環として、土地整理法の改正を帝国議会に請願した際の請願文書の一部である。すなわち、沖縄県土地整理法の施行直後に、同法第6条第4項所定の浮掛地の報償交付義務をめぐって、沖縄県内では喜舎場朝賢らを主唱者として浮掛地占有者側からの浮掛地報償廃止運動が組織された。そうして、この運動の一環として、我那覇朝功外140人によって仲吉朝愛と山田義書の2名を代理人として沖縄県土地整理法改正に関する帝国議会への請願が行われた。【資料3】は、この仲吉・山田連名の明治33年1月付の「沖縄県土地整理法中改正ヲ要スヘキモノ有之ニ付其実施延期ニ関スル請願」と題する請願文書の中で、「手形組年限浮掛地」の土地処分に關して明文規定の制定を訴えている部分である。

【資料4】は、「寒山子」という筆名で明治35年1月7日付の『琉球新報』1465号に掲載された記事であり、『琉球新報』の記者が執筆したものと推測される<sup>(16)</sup>。浮掛地をめぐる村と居住人（浮掛人）との紛争を、居住人等の「得手勝手の心得」という観点から捉え、居住人に対して批判的に論評しているものである。

以上のようにみても、【資料1】と【資料3】

は浮掛人寄りの文献資料であり、これに対して【資料2】は土地整理事務局側の内部文書であり、さらに【資料4】は「手形組年限浮掛地」の土地処分に関する直接当事者以外の第三者の論評である、というように性格づけることができる。

このように4つの文献資料は異なった立場や観点から作成されたものであるが、以下では、これらの文献資料のうち事実ないし事実認識に関する記述部分と評価や主張に関する記述部分とを区分して取り扱うことに留意しつつ、これらの文献資料の記述内容を検討することにしよう。

## 4. 「手形組年限浮掛地」に関する文献資料の記述内容の検討

### (1) 文献資料の記述内容の検討

そこでさらに、前掲の4つの文献資料の記述内容について、名称、所在地、創設時期、存続期間、創設理由、創設方法、土地整理事業における取扱い（土地処分）および特徴ないし性質の8項目に整理して検討を加えることにしよう。

#### ①名称

【資料1】は、投書記事のタイトルおよび本文中で「手形組年限浮掛地」と記述し、【資料3】は、改正条文案中および説明文中で「手形組ノ浮掛地」と記述し、さらに説明文中では「手形組浮掛」という記述をもしている。これに対して、【資料2】および【資料4】は、特別な名称には言及していないが、②以下の項目で検討する記述内容から判断して、【資料1】および【資料3】の記述と同様に、「手形組年限浮掛地」に関する記述であることは明らかである。

#### ②「手形組年限浮掛地」の所在地

「手形組年限浮掛地」の所在地について、【資料1】は「越来間切或四ヶ村」と、【資料2】は「越来・上地・大工廻・安慶田四ヶ村」と、【資料3】は「中頸〔ママ〕郡越来間切越来村外三ヶ村」と、【資料4】は「越来間切太工迫〔ママ〕村外三ヶ村」と、それぞれ記述している。これらの記述から、越来間切の越来村、上地村、大工廻村および安慶田村の四か村に「手形組年限浮掛地」が存在したことを確認することができよう。これら4か村は現在では沖縄市の4字を形成している。

#### ③「手形組年限浮掛地」の創設時期

「手形組年限浮掛地」の創設時期について、【資料1】は「昔旧藩時代」と記述し、【資料3】は「明治初年ノ際」,「明治八年ニ至リテ……」と記述している。しかし、【資料2】および【資料4】は、この点については言及していない。琉球王国が廃止されて琉球藩が設置されたのが明治5年9月14日であり<sup>(17)</sup>、琉球藩が廃止されて沖縄県が設置されたのが明治12年4月4日であった<sup>(18)</sup>から、【資料1】のいう「旧藩時代」が、

かかる意味での琉球藩時代であるとすれば、琉球藩が存在した時期は明治5年9月14日から明治12年4月4日までである。そうすると、【資料1】の「昔旧藩時代」という記述と【資料3】の「明治八年ニ至リテ」という記述とは符合することになる。

#### ④「手形組年限浮掛地」の存続期間

「手形組年限浮掛地」の存続期間については、【資料1】は、「之を五十年間耕耘せしむ」と記述し、【資料2】は、「五十ケ年浮掛」、「五十年間掛通シタルモノナリ」、「五十年浮掛地」と記述している。また、【資料3】は、「五十ケ年間浮掛米ヲ増減セサルノ約束ヲ以テ之ヲ授与シ……」、「五十ケ年間ヲ経過シタル上ハ……」と記述し、さらに【資料4】は、「この浮掛地ハ五十年期の浮掛なれば……」と記述している。このように、前掲の4つの資料は、例外なく、「手形組年限浮掛地」が存続期間を50年とする有期浮掛地である旨を記述している。

#### ⑤「手形組年限浮掛地」の創設理由

「手形組年限浮掛地」の創設理由について、【資料1】は、「越来間切或四ケ村に於いては土地多きが為め耕耘に力なく原野荒地となし地租を納附する能はず遂に若干の土地を旧藩庁へ返上せり」と記述し、【資料2】は、「御手入処分ノ結果」であるとする。また、【資料3】は、「越来間切越来村外三ケ村大ニ衰頽シ其村民等漸次脱籍逃亡シタルヲ以テ耕地ハ概ネ荒蕪ニ属シ既定ノ貢租ヲ納付スル能ハサルノ苦境ニ陥イリタリ。故ニ旧藩庁ハ大ニ之カ救済策ヲ講シ……」、「全ク旧藩庁ノ救済策ニ依リテ滅亡スヘキ村落ヲ再興シタル特別ノモノ」であると記述している。しかし、【資料4】は、この点について言及していない。

【資料2】の中に「御手入処分」という言葉が登場するが、これは、俵孫一によれば、「村カ疲弊ニ陥リ負債多ク又地租ヲ納付スル能ハサルニ至ルトキ」に「藩庁カ百姓地ノ処分ニ干与」して、「御手入処分ト称ヘ村債ノ始末ヲ付ケ」ることを意味する<sup>(19)</sup>とされているが、【資料2】でいう「御手入処分」の内容は藩庁による50年期浮掛地の設定を指していると考えられる。

なお、近世末期、越来間切でも疲弊した村の振興のために下知役・検者が常置され、琉球王府による御手入処分が繰り返された<sup>(20)</sup>。特に1850年代には、越来間切の疲弊はひどく、異例の措置として下知役二人制を布いたが、それでも上地村・安慶田村・大工廻村・宇久田村の4か村は「村倒れ」となったと記録されている<sup>(21)</sup>。さらに、1860年(咸豊10年)には、琉球王府により大工廻・上地・安慶田の三ケ村の百姓地田畑が請地に出されたが、払受けを願ひ出る居住人はいなかったとの記録もある<sup>(22)</sup>。すくなくとも、上地村・安慶田村・大工廻村の3か村の再興は明治8年の「御手入処分」まで持ち越されたのであろう。

#### ⑥「手形組年限浮掛地」の創設方法

「手形組年限浮掛地」の創設方法について、【資料1】は、「藩庁は右土地を手形組年限浮掛地に差出し県下に令して仕手人持を集め地面に応じて多少の金円を出ださしめ之を五十年間耕耘せしむ」と記述し、【資料2】は、「御手入処分ノ結果掛人ヲ募集シ五十年間掛通シタルモノナリ」と記述している。また、【資料3】は、「鄰村鄰間切其他各地ニ於ケル居住人数十戸ヲ招集シ該四ケ村ニ移居セシメ以テ其荒蕪ニ委棄シタル幾多ノ地所ニ相当ノ浮掛ケヲ定メ五十ケ年間浮掛米ヲ増減セサルノ約束ヲ以テ之ヲ授与シ手形組ノ名称ヲ以テ漸ク該四ケ村ノ再興ヲ計リ今日ニ及ヘリ」と記述している。しかし、【資料4】は、この点についてはなんら言及していない。

#### ⑦「手形組年限浮掛地」の土地整理事業における取扱い(土地処分)

「手形組年限浮掛地」の土地整理事業における取扱いについて、【資料1】は、「地租改正の際には地券専有者は耕作人と定めて然る可し」と主張し、その根拠として「廃藩置県より地なり〔ママ〕旧来の政治を一変して士農同等の義務に服し士族も等しく農耕すること〔ママ〕なりては今更ら本地を返却せば他になす可事業なきなり。殊に旧来の地租に諸公費を加へて負担したれば倒〔ママ〕令ひ年限に至りても之を村共有となす道理なし」と述べている。これに反して、【資料2】は、「右村ノ所有トシ浮掛ノ関係ハ続行セシム」とし、そのうえで、かかる土地処分に伴う付随的な権利関係の調整に言及している。他方で、【資料3】は、「手形組年限浮掛地」の土地処分については土地整理法に「処分ノ明文」がなく、土地整理法の解釈としては「第六条第一項ニ依リ五十年間ヲ経過シタル上ハ之ヲ其村ノ共有ニ復スルモノト解釈セサル」を得ないが、「手形組年限浮掛地」は「全ク旧藩庁ノ救済策ニ依リテ滅亡スヘキ村落ヲ再興シタル特別ノモノ」であるから、「此際其手形組浮掛ヲ占有シ又ハ其権利ヲ承継シタル者ノ所有ニ帰セシムルコト至公ノ整理ト言ハサルヘカラス」と主張する。そうして、そのためには土地整理法第15条の次に第16条として「手形組ノ浮掛地ハ其ノ占有者又ハ其ノ権利ヲ承継シタル者ノ所有トス」という条項を追加すべきであるとする。これに対して、【資料4】は、「手形組年限浮掛地」の土地処分には土地整理法第6条第1項但書が適用されることを前提として、同条第4項に基づく浮掛地報償金の支払いに関する調停<sup>(23)</sup>について、「整理局員も居中調停に尽力し整理法の表にて八倍〔ママ〕償金は三ヶ年の叶米の代金にて足るもこの浮掛地ハ少し欠点あり四ヶ年分にて如何と村の方に申込みたるも村方にて八聞き入れる模様なく或は訴訟の沙汰に及ばずやと掛〔ママ〕念するものあり」と記述している。

#### ⑧「手形組年限浮掛地」の特徴ないし性質

「手形組年限浮掛地」の特徴ないし性質について、

【資料1】は、本来ならば「年限に至り旧所持村へ返却すべき次第」の浮掛地であると捉えている。また、

【資料2】は、「残年期ノ掛通り権利義務」を「小作関係」と捉えた上で、「掛タル村」(土地所有者)と「掛リタルモノ」(浮掛人)との間の権利調整として、前者が後者からこの権利義務を「相当ノ代価ヲ以テ……受戻スカ」、逆に前者が後者に「其土地ヲ売却スルカ」を協議すべきだとする。他方で、【資料3】は、⑦で述べたように、「手形組年限浮掛地」が本来は有期浮掛地であるという認識を前提としつつ、「手形組年限浮掛地」の創設の特殊な経緯を根拠にして、「手形組浮掛ヲ占有シ又ハ其権利ヲ承継シタル者ノ所有ニ帰セシム」べきだと論じている。【資料4】は、「この浮掛地ハ少し欠点あり」と評しつつ、かつて4か村と居住人との間で提起された公費負担をめぐる訴訟において、居住人側が公費の負担を免れようとして、「この浮掛地ハ五十年期の浮掛なれば小作人と異なることなし」と主張したことに言及している。

## (2) 小括

「手形組年限浮掛地」に関する文献資料の記述内容についての以上の検討結果を簡潔に整理して表示する

と、【表2】のとおりである。

この検討結果から、「手形組年限浮掛地」の以下のような輪郭が浮かび上がってくる。すなわち、越来間切の4か村(越来村、上地村、大工廻村、安慶田村)が疲弊して耕地が荒れ貢租を上納できなくなって土地を琉球藩に返上するに至ったため、琉球藩が、明治8年に、御手入処分として、居住人数十戸を集めてこの4か村に移住させ、「五十年間掛通シ」(50年間浮掛米を増減しない約定)の浮掛地を設定した。これが「手形組年限浮掛地」である。

ところで「手形組年限浮掛地」という名称中の「手形」とは、琉球王国の「王または王府の命令書」<sup>(24)</sup>のことであり、「近世から多用され、さまざまなタイプがある。一般には必要事項を目録化して記載し官庁の認印が押してある」<sup>(25)</sup>と説明されるものである。手形の例としては、たとえば、流刑手形<sup>(26)</sup>、山雑物手形<sup>(27)</sup>、山林取締に関する処罰についての手形<sup>(28)</sup>、先島の頭職選任方法に関する手形<sup>(29)</sup>等がある。したがって、「手形組」の浮掛地とは、村と居住人との間の相対の契約で設定された浮掛地ではなく、琉球王府が「御手入処分」として村と居住人との間に介入してその命令書(手形)によって設定させた浮掛地という趣旨であろう。

表2 【資料1】～【資料4】の記述内容(比較表)

	【資料1】	【資料2】	【資料3】	【資料4】
名 称	「手形組年限浮掛地」	記述なし。	「手形組ノ浮掛地」 「手形組浮掛」	記述なし。
所 在 地	「越来間切或四ヶ村」	「越来・上地・大工廻・安慶田四ヶ村」	「越来間切越来村外三ヶ村」	「越来間切大工迫〔ママ〕村外三ヶ村」
創 設 時 期	「昔旧藩時代」	記述なし。	「明治初年ノ際」 「明治八年ニ至リテ」	記述なし。
存 続 期 間	「五十年間耕耘せしむ」	「五十ヶ年浮掛」 「五十年間掛通シ」 「五十年浮掛地」	「五十ヶ年浮掛米ヲ増減セサルノ約定ヲ以テ之ヲ授与」	「五十年期の浮掛」
創 設 理 由	「土地多きが為め耕耘に力なく原野荒地化、地租の未納、「若干の土地を旧藩庁へ返上」。	「御手入処分ノ結果」	村の衰頹、村民の脱籍逃亡、耕地の荒蕪、貢租の未納。	記述なし。
創 設 方 法	「藩庁は……県下に令して仕手人持を集め地面に応じて多少の金円を出ださしめ之を五十年間耕耘せしむ」	「御手入処分」	「各地ニ於ケル居住人数十戸ヲ招集シ該四ヶ村ニ移居セシメ……荒蕪ニ委棄シタル幾多ノ地所ニ相当ノ浮掛ケヲ定メ……手形組ノ名称ヲ以テ漸ク該四ヶ村ノ再興ヲ計リ今日ニ及ヘリ」	記述なし。
土地整理事業における取 扱 い	浮掛人を「地券専有者」(土地所有者)とすべし。	土地は村の共有。浮掛の関係は存続。	法解釈論：土地は村の共有(沖縄県土地整理法6条第1項本文)。立法論：浮掛人に土地所有権を付与すべし。	浮掛人が土地所有者(沖縄県土地整理法第6条第1項但書)。ただし、報償は4年分が相当。
特徴ないし性質	本来は「年限に至り旧所持村へ返却すべき次第」の浮掛地である。	有期浮掛地。「掛タル村」と「掛リタルモノ」(浮掛人)との「小作関係」であり、後者に「残年期ノ掛通り権利義務」あり。	「旧藩庁ノ救済策ニ依リテ滅亡スヘキ村落ヲ再興シタル特別ノモノ」である。ただし、本来は有期浮掛地である。	「この浮掛地ハ少し欠点あり」。居住人は「この浮掛地ハ五十年期の浮掛なれば小作人と異なることなし」と主張。

## 5. おわりに

最後に、以上の検討の結果を踏まえ、「手形組年限浮掛地」の法的性質について言及してむすびとしよう。すなわち、①「手形組年限浮掛地」は「五十年間掛通シ」の浮掛地、すなわち「五十ヶ年間浮掛米ヲ増減セザルノ約束ヲ以テ之ヲ授与シ」た浮掛地であり、その存続期間は比較的長期ではあるが、有期浮掛地であったこと、②そのため、「手形組年限浮掛地」の耕作権は永小作権に相当する物権的土地利用権であったと考えられること<sup>(30)</sup>、③したがって、沖縄県土地整理法の定める土地処分の基準の解釈の上では、「手形組年限浮掛地」は浮掛人に土地所有権が付与される要件である「永々掛通しの浮掛地」(沖縄県土地整理法第6条第1項但書所定の浮掛地)には該当しないものであったこと、④それゆえに、「手形組年限浮掛地」の耕作者に土地所有権を付与しようとするためには、立法論として、【資料3】で主張されている如く、沖縄県土地整理法の改正が必要であったこと、⑤それにもかかわらず、実際には、「手形組年限浮掛地」の土地処分の実施過程(法運用)において、臨時沖縄県土地整理事務局職員が「手形組年限浮掛地」を沖縄県土地整理法第6条第1項但書の適用対象となる浮掛地(したがって「永々掛通しの浮掛地」として処理しようとしたことが窺われること、を指摘することができよう。もっとも、「手形組年限浮掛地」の土地処分が最終的にどのような決着を見たのかについては今のところ明らかではない。

本稿では、僅か4件の二次的な文献資料を手がかりに「手形組年限浮掛地」について若干の検討をしたに過ぎない。「手形組年限浮掛地」に関する本格的な検討のためには、本来は一次資料の検討が必要であるのはいうまでもない。しかし、筆者は現時点で「手形組年限浮掛地」に関する一次資料の存在を確認できていない。「手形組年限浮掛地」に関する一次資料の探索とその検討は今後の課題としたい。

## 注

- (1) 内閣官報局編『法令全書』第31巻ノ2(明治31年)勅令の部194-195頁(原書房復刻版による。以下同じ)。
- (2) 内閣官報局編『法令全書』第31巻ノ5(明治31年)461頁。
- (3) 内閣官報局編『法令全書』第32巻ノ2(明治32年)法律の部157-161頁。
- (4) 川上常郎「沖縄県土地整理始末」(『税務行政』3巻7号, 1903年)25頁。
- (5) 同論文, 28頁。
- (6) その一端については、拙稿「浮掛地報償廃止運動とふたつの沖縄県土地整理法改正(法)案——その相互関連性をめぐる一考察——」(『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』〔平成13年度～平成16年度科学研究費補助金基盤研究(A)研究成果報告書〕47-76頁所収)において論じた。

- (7) 浮掛地の諸類型および「浮掛(地)」と「叶掛(地)」の意義と異同については、日本法社会学会のミニシンポジウム「沖縄近代法の形成と展開」において口頭報告をした。その報告の要旨については、拙稿「沖縄県における土地整理——浮掛地問題を中心に——」(『沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——』〔2007年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——」資料集4〕12-24頁所収)を参照。
- (8) 沖縄県内務部第一課編『沖縄旧慣地制』(明治26年)は、琉球政府編『沖縄県史第21巻資料編11旧慣調査資料』(琉球政府, 1968年)151-186頁に採録されている。
- (9) このほか、この17類型の土地所権付与基準に該当しない土地であって民有地と認めるべき事実があるものについては、沖縄県土地整理法第2条以下の規定に準じて処分すべきことを定めている(同法17条)。沖縄県土地整理法における土地所有権付与基準と利害調整規定の詳細については、前掲拙稿「沖縄県における土地整理——浮掛地問題を中心に——」19頁掲載の【表3】「沖縄県土地整理法における土地所有者判定基準」を参照されたい。
- (10) 「土地整理法説明(続)」『琉球新報』981号(明治32年4月23日付)1面4段、「雑報」欄。『沖縄県土地整理法説明』の全文は、沖縄農地制度資料集成編集委員会編『戦前期の沖縄農地制度資料——沖縄県土地整理事業関係——』(沖縄県農林水産部, 1997年)238-344頁にも採録されている。
- (11) 内閣官報局編『法令全書』第32巻ノ4(明治32年)勅令(続)の部434頁。
- (12) 『琉球新報』882号(明治31年10月1日付)3面4段、「投書函」欄。
- (13) 原典は、仲吉朝助集記『沖縄県土地整理法案並施行法書類』に収録されているといわれているが、筆者は現時点では未見である(ちなみに、琉球大学附属図書館が所蔵していたマイクロフィルムは劣化のために廃棄され、現在は所蔵していない)。以下の文献に採録されている。多嘉良憲「沖縄土地整理法案及土地整理施行法書類」(沖縄県編『沖縄法制史』〔三光社, 1931年〕所収)31-32頁、多嘉良憲「沖縄土地整理法案及土地整理施行法書類」(新垣清輝編『沖縄法制史』〔荒木書店, 1933年〕所収)22頁、多嘉良憲「沖縄土地整理法案及土地整理施行法書類」(大蔵省主税局編『沖縄法制史』〔農林省農政局, 1941年〕所収)148頁、沖縄市史編集委員会編『沖縄市史第二巻資料編I』(沖縄市教育委員会, 1984年)383頁、宜野湾市史編集委員会編『宜野湾市史第四巻資料編三宜野湾関係資料I』(宜野湾市, 1985年)393-395頁。なお、多嘉良憲の名は、明治44年5月1日現在調査に係る『職員録(乙)』(印刷局, 明治44年7月21日発行)705頁に中頭郡各村組合立農学校教諭(官等十等, 奏任待遇)として登場するが、多嘉良憲の経歴の詳細や土地整理事業との関係は今のところ不明である。
- (14) 原典は、我那覇朝功外百四十人代理仲吉朝愛、同山田義書「沖縄県土地整理法中改正ヲ要スヘキモノ有之ニ付其実施延期ニ関スル請願」(明治33年1月)7-8頁(沖縄県公文書館岸秋正文庫および沖縄県立博物館美術館が所蔵している)。また、以下の文献に採録されている。岸秋正「〈資料紹介〉土地整理法実施延期に関する請願書」(『地域と文化』70号, 1992年)11-15頁、前掲『戦前期の沖縄農地制度資料』327-334頁。
- (15) 『琉球新報』1465号(明治35年1月7日付)3面1段。なお、沖縄市史編集委員会編『沖縄市史第八巻資料編7・上』(沖縄市教育委員会・沖縄市立図書館, 1986年)110-111頁



- に採録されている。
- (16) 「寒山」または「寒山子」の筆名での同時期の記事として、『琉球新報』1294号（明治34年1月23日付）2面1～2段掲載の「時事管見」や『琉球新報』1464号（明治35年1月5日付）2面2～3段掲載の「新年旅行」がある。
- (17) 明治5年9月14日「琉球国王尚泰ヲ藩王トナシ華族ニ陞列スルノ詔」（内閣官報局編『法令全書』第5巻ノ1〔明治5年〕1頁）。
- (18) 明治12年4月4日太政官布告第14号「琉球藩ヲ廢シ沖繩県ヲ置ク」（内閣官報局編『法令全書』第12巻ノ1〔明治12年〕46頁）。
- (19) 依孫一「沖繩県ノ土地制度」（『国家学会雑誌』12巻137号、1898年）696頁、前掲『戦前期の沖繩農地制度資料』12-13頁。
- (20) 『球陽』巻二十一尚育王10年（1844年）「本年因越來郡苦疲遣御所帯方吟味役毛氏豊見山親雲上安愼厳行督理」の条（球陽研究会編『球陽原文編』〔角川書店、1978年再版〕426-427頁）、『球陽』巻二十一尚育王11年（1845年）「本年准越來郡罷退検者添設指揮司一人」の条（『球陽原文編』482頁）、『球陽』巻二十二尚泰王10年（1857年）「本年越來郡仍旧設建検者」の条（『球陽原文編』519頁）。なお、下知役と疲弊農村の再興については、比嘉春潮「農村疲弊と下知役」（『比嘉春潮全集第二巻歴史篇Ⅱ』〔沖縄タイムス社、1971年〕所収）130-138頁参照。
- (21) 前掲『沖繩市史第二巻資料編Ⅰ』216頁における「口上覚」（『傳氏池原家文書』）の紹介による。
- (22) 小野武夫編『近世地方経済史料第九巻琉球産業制度資料前篇』（近世地方経済史料刊行会、1932年）36頁所収「覚」（咸豊十年大里間切惣耕作日記）。
- (23) 臨時沖繩県土地整理事務局編『沖繩県土地整理紀要』（同局、1903年）35頁（前掲『戦前期の沖繩農地制度資料』344-345頁）は、「本局ニ申請スルニ至ラサリシ私訴ニ属スル争ニ付テモ成之ヲ説明示諭シテ調停和解セシムルノ方法ヲ執リ濫訴健訟ヲ避ケシムルニ最メタリ」と述べており、土地処分について紛争を抱えた地域や当事者に対して、臨時沖繩県土地整理事務局の職員が調停に当たったとされる。
- (24) 沖縄古語大辞典編纂委員会編『沖縄古語大事典』（角川書店、1995年）438頁。
- (25) 沖繩市立郷土博物館編『沖繩市史第八巻資料編7・附録』（沖繩市教育委員会、1990年）244頁〔高良倉吉執筆〕。
- (26) 上江洲敏夫「手形」（『地域と文化』3号、1980年）1頁。
- (27) 前掲『近世地方経済史料第九巻琉球産業制度資料前篇』232-236頁。
- (28) 同書、286頁。
- (29) 島尻勝太郎「先島の頭職任命に関する史料」（沖繩県教育庁文化課編『八重山諸島を中心とした古文書調査報告書』（沖繩県教育委員会、1981年）所収）16-17頁。
- (30) 民法施行法（明治31年6月21日公布法律第9号）第10条が「民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定ハ当分ノ内之ヲ沖繩県ニ施行セス」と規定していた（同条の削除は明治39年4月22日公布法律第13号民法施行法中改正法による。）ので、沖繩県において土地整理事業が実施されていた当時、民法の永小作権の規定は沖繩県には適用されなかったが、民法第278条第1項が永小作権の存続期間を20年以上50年以下と定めたことを有期浮掛地の法的性質の判断にあたっても考慮すべきであろう。ちなみに、田里修氏も【資料2】に関する解説において、「百姓地の中で五〇年の浮掛地、すなわち永小作地があったこと……がわかる」と述べている（前掲『沖繩市史第二巻資料編Ⅰ』384頁）。

## 〔付 記〕

本稿は、2005～2008年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——」（研究課題番号17203003、研究代表者沖繩大学教授田里修）による研究成果の一部である。

（2008年9月17日受理）

愛知教育大学研究報告第58輯(人文・社会科学編)  
正誤表

頁	箇所	誤	正
145頁	左22行目	6名	7名
148頁	注(10)5行目	238-344頁	238-244頁
148頁	注(13)17行目	官等十等	十級俸